

さいたま市監査委員告示第24号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき定期監査及び行政監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり告示する。

令和8年9月8日

さいたま市監査委員	井	山	剛	之
同	工	藤	道	弘
同	新	井	森	夫
同	吉	田	一	志

定期監査及び行政監査結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準（以下「監査基準」という。）に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 対象部局等

都市戦略本部

都市経営戦略部

行財政改革推進部

デジタル改革推進部

未来都市推進部

消防局

総務部

消防総務課、消防団活躍推進室、消防企画課、消防職員課、消防施設課

予防部

予防課、査察指導課

警防部

警防課、救急課、救急指導課、指令課

消防署

管理指導課、消防1課、消防2課、出張所

(2) 対象事務

令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月末日まで）及び他の年度における財務に関する事務の執行並びに行政事務について

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 収入事務

ア 調定の時期及び手続は適正か。

イ 収納金は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。

(2) 支出事務

- ア 債務負担行為は、予算に定められた限度内でなされているか。
- イ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。
- ウ 不経済な支出及びその他不適当と認められる支出はないか。
- エ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。
- オ 補助金の支出では、事業計画書どおりの精算が行われているか。

(3) 契約事務

- ア 権限を超えた契約及び正当な理由がなく分割発注している契約はないか。また、決定権限を有しない者による契約はないか。
- イ 契約書どおりの履行はなされているか。
- ウ 検査の実施時期に遅れはないか。

(4) 財産管理事務

- ア 財産の取得及び処分の手続は適正か。違法又は不当なものはないか。
- イ 貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。また、統一的な取扱いがなされているか。

(5) 行政事務

- ア 事務事業は、経済的、効率的に執行され、改善すべき点はないか。
- イ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、法令等に基づき適正かつ適切に執行されているか、リスクの顕在化を防止するための内部統制が適正に整備・運用されているか、また、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類等の調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び対象課所内

(2) 監査期間

令和8年4月23日（木）から令和8年8月26日（水）まで

6 監査の結果

(1) 監査基準第17条第2項の規定に基づく記載

上記1から5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(2) 指摘事項（監査基準第17条第4項の規定に基づく記載）

次のとおり是正又は改善が必要である事項が認められたので、その措置を講じられたい。

ア 収入事務

さいたま市行政財産の使用料に関する条例第3条によれば、使用の許可を受けた者は、使用前にその使用料を納付しなければならないとされている。しかし、行政財産の目的外使用許可（電柱等設置場所）に係る行政財産使用料において、納期限を使用開始後の日付としたため、使用の許可を受けた者が使用開始後に納付していたので、適正な事務処理を行うべきである。

【消防施設課】

イ 支出事務

- (ア) さいたま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第4条第2項によれば、月額で定める報酬は、その月分をさいたま市職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給料の支給日に支給するとされている。しかし、特別職非常勤職員の報酬において、月額の報酬を同条例に規定する給料の支給日に支給していなかったため、適正な事務処理を行うべきである。

【デジタル改革推進部】

- (イ) 地方自治法施行令第143条第1項第3号によれば、歳出の会計年度所属は、賃借料、光熱水費、電信電話料の類は、その支出の原因である事実の存した期間の属する年度とされている。しかし、令和6年度の光熱水費（電気料金）を令和7年度予算から支出しており、歳出の会計年度所属区分に誤りがあったため、適正な事務処理を行うべきである。

【消防施設課】

ウ 契約事務

- (ア) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第5項及び第6項によれば、事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運

搬については第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならないとされ、同法施行令第6条の2第4項によれば、委託契約は書面により行うものとされている。しかし、さいたま市防災センター庁舎清掃業務委託契約において、汚水槽等の清掃の際に発生する産業廃棄物について、収集運搬及び処分に係る委託契約を書面で締結していなかったため、適正な事務処理を行うべきである。

【消防施設課】

- (イ) さいたま市事務専決規程第3条によれば、契約締結及び契約変更の承認に係る決裁区分は支出負担行為額が500万円以下の場合、課長専決とされている。しかし、さいたま市消防局庁舎外9署産業廃棄物処理業務委託契約において、契約締結に係る専決権者の決裁を経ずに産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約等の契約を締結していたため、適正な事務処理を行うべきである。

【消防施設課】

- (ウ) さいたま市予算規則第28条第1項第7号によれば、長期継続契約に関する事項(履行期間が複数の会計年度にわたるものに限る。)で、市長決裁を要しないものについては、財政課長にあらかじめ合議しなければならないとされている。しかし、火の見櫓敷地土地賃貸借契約において、長期継続契約に関する事項を財政課長に合議していなかったため、適正な事務処理を行うべきである。

【消防施設課】

- (エ) 地方自治法第208条第1項によれば、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされている。しかし、警防本部情報システム保守業務委託契約において、令和7年度に締結すべき契約を長期継続契約が適用できるものと誤認し、令和6年度に締結していたため、適正な事務処理を行うべきである。

【警防課】

エ 財産管理事務

太田出張所の屋外掲示板が損壊されたことに伴う修繕費について、令和6年度にその負担を求める債権が発生し、令和7年度から令和8年度までの間に

分割して納付する旨の誓約書が提出されたため、令和 7 年度から納期限が到来するごとに調定を行うこととしていた。

本件において、さいたま市財産規則第 55 条によれば、その所管に属する債権について、毎年 3 月 31 日現在においてその増減及び現在額につき、債権増減及び現在額報告書を作成し、財政局長に報告しなければならないとされている。

しかし、令和 6 年度末現在における納期限未到来分の未調定債権について、その増減及び現在額を財政局長へ報告していなかった。その結果、当該債権が令和 6 年度決算書に計上されていなかったため、適正な事務処理を行うべきである。

【消防施設課】